

# 主な検討課題（たたき台）

資料3

## 1. 障害児支援の基本理念

- 障害児支援を今後進めるに当たっての基本的考え方、重点を置くべき事項等についてどのように考えるか

## 2. 論点（支援類型別）

（1）児童発達支援センターの役割（地域支援機能の在り方、他分野も含めた関係機関との連携等）

- ① 児童発達支援センターが担う役割をどのように考えるか
  - ・センターにおける地域支援機能に係る基本的考え方
  - ・保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業等の位置づけ
  - ・他分野も含めた関係機関との連携
- ② ①を踏まえて、指定基準や関連通知等においてどのように位置づけるか（人員、設備等）

（2）その他障害児通所支援の在り方

- ① 現在の事業体系についてどのように考えるか
- ② 新たな政策課題として検討すべき点があるか

（3）障害児入所支援の在り方

- ① 現在の事業体系についてどのように考えるか
- ② 新たな政策課題として検討すべき点があるか

## 3. 論点（トピック別）

- （1）早期発見・早期療育を進めるためにどのような方策があるか
- （2）保育・教育との連携をどのように進めるか
- （3）重症心身障害児者の支援の在り方についてどのように考えるか
- （4）発達障害児の支援の在り方についてどのように考えるか
- （5）障害児のいる家族の支援の在り方についてどのように考えるか

# 障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

(平成20年7月22日)

## ＜見直しの4つの基本的視点＞

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

### 1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

### 2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

### 3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

### 4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

## 5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

## 6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

## 7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
  - ※ 検討会報告では3案が併記されたが、障害者部会報告において、上記の案となった。
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

## 8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。